

議案第42号

つくばみらい市都市計画税条例の一部を改正する条例

(つくばみらい市都市計画税条例の一部改正)

第1条 つくばみらい市都市計画税条例(平成18年つくばみらい市条例第42号)の一部を次のように改正する。

附則第17項中「又は第15条の3」を「, 第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 つくばみらい市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第17項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

令和2年6月29日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条項にずれが生じたため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市都市計画税条例(平成18年つくばみらい市条例第42号)新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>17 法附則第15条第1項, 第13項, 第18項から第22項まで, 第24項, 第25項, 第29項, 第33項, 第37項から第39項まで, 第42項から第44項まで, 第47項若しくは第48項, 第15条の2第2項, <u>第15条の3又は第61条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り, 第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>17 法附則第15条第1項, 第13項, 第18項から第22項まで, 第24項, 第25項, 第29項, 第33項, 第37項から第39項まで, 第42項から第44項まで, 第47項若しくは第48項, 第15条の2第2項 <u>又は第15条の3</u> _____ の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り, 第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで _____」とする。</p>

つくばみらい市都市計画税条例(平成18年つくばみらい市条例第42号)新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>17 法附則第15条第1項, 第13項, 第18項から第22項まで, 第24項, 第25項, 第29項, 第33項, 第37項から第39項まで, 第42項から第44項まで, 第47項若しくは第48項, 第15条の2第2項, 第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り, 第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>17 法附則第15条第1項, 第13項, 第18項から第22項まで, 第24項, 第25項, 第29項, 第33項, 第37項から第39項まで, 第42項から第44項まで, 第47項若しくは第48項, 第15条の2第2項, 第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り, 第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。</p>